

農業委員会 だより

No.
21

新春を迎えて

竹田市農業委員会
会長 森 哲秀

新年明けましておめでとうございます。

皆様には輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、昨年は生活にかかわる様々な商品の再三の値上げにより、生活が圧迫され物価高は現在も続いています。令和7年度産米は早期に概算金保証額が決定され、最終的には概算金が60kg2万9千円を超える価格となりました。米の価格が上がりすぎれば消費者のコメ離れが進むことが心配され、これは次年度に繋がる価格ではないと感じたところです。今後の米価は予想できませんが、農家の生産意欲の出る適正な価格であることを願っています。

新たな問題として、斑点米によるコメの品質低下を引き起こすイネカメムシ類の被害があげられます。被害額は全国で年間二十〜三十億円にのぼると言われており、カメムシへの対策は急務と言えます。また、耕作放棄地になる原因の一つである鳥獣害対策も強化していく必要があります。今後、農業の担い手が高齢化により離農することが一層進むと予想され、人口減少社会が進む中、農地だけでなく国土をどうやって守っていくか非常に難しい時代が到来するでしょう。昨年4月に策定した地域計画を地域の皆さんと話し合いながら見直しを行い、現実を見つとも将来に光の見える地域計画にしていける必要があります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

末尾に、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますようご祈念申し上げます。

募集

令和8年

農業委員

農地利用最適化推進委員

1 募集人数

◆農業委員

13人 市内全域から募集します。

農業委員の構成

- ・認定農業者が7人以上
- ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（農業に従事していない者等）が1人以上
- ・青年（50歳未満）や女性の積極的な登用

2 募集期間

令和8年2月25日（水曜日）から
3月24日（火曜日）まで

3 推薦・応募の方法

委員にふさわしい者を農業団体等又は農業者等個人が推薦する方法、もしくは自らが委員に応募する方法があります。

届出書に必要事項を記載し、募集期間内に竹田市農業委員会事務局へ提出してください。

※募集要項、応募届出書は、農業委員会事務局窓口に用意しています。竹田市のホームページからもダウンロードできます。

※受付

平日の午前8時30分から午後5時まで

◆農地利用最適化推進委員

35人 担当する地区ごとに募集を行います。

担当地区・募集人数は、次のとおりです。

農地利用最適化推進委員	
担当地区	募集人数
竹田	2人
片ヶ瀬	
明治	
岡本	1人
豊岡	1人
玉来	1人
松本	1人
入田	1人
姫岳	2人
宮砥	2人
菅生	2人
宮城	3人
城原	2人
荻	3人
柏原	3人
久住	2人
白丹	2人
都野	3人
長湯	2人
下竹田	2人

4 対象者

◆農業委員

農業委員会の事務に関してその職務を適切に行うことができる者で、市内に住所を有する者又は市内において農業経営を行っている者です。

◆農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に熱意と識見を有する者で、市内に住所を有する者です。

5 委員の任期

◆農業委員

令和8年7月20日から
令和11年7月19日まで（3年間）

◆農地利用最適化推進委員

委嘱された日から
令和11年7月19日まで

6 報酬（月額）

◆農業委員

22,000円

◆農地利用最適化推進委員

14,000円

※国の交付金の範囲内で、活動実績に応じて算定した額を加算して支給することがあります。

7 主な業務

◆農業委員

- ・農地法等によりその権限に属された事項（農地の貸借、売買、農地転用許可案件等）について審議
- ・農業に関する調査及び情報提供
- ・農地等の利用の最適化の推進
- ・農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた現場活動
- ・農業委員会の会議や研修会等への出席

◆農地利用最適化推進委員

- ・担当する地区において、担い手への農地利用集積などの現場活動
- ・耕作放棄地の発生防止と解消に向けた現場活動
- ・連絡会議や研修会等への出席

8 任命・委嘱の方法

◆農業委員

・推薦、応募された方について、竹田市農業委員候補者評価委員会の報告等に基づき、市議会の同意を得て市長が任命します。

・評価委員会は、提出された届出書をもとに候補者を評価します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

◆農地利用最適化推進委員

新しく選任された農業委員が選考し、農業委員会が委嘱します。

9 推薦・応募された内容の公表

募集期間中（3月中旬）及び募集期間終了後（4月上旬）に竹田市の掲示場及びホームページにおいて次の内容について公表します。あらかじめご了承ください。

（公表する内容）

- ・推薦を受ける方、または応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、推薦又は応募の理由等

- ・推薦者の氏名、職業、年齢、推薦者が団体の場合は団体の名称、代表者の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格又は要件等

10 その他

農業委員と同時に農地利用最適化推進委員にも応募等いただくことができますが、両方の職を兼務することはできません。

仲間のおかげです

城原の阿部敏明さん(74歳)、妻の美恵子さん(68歳)を紹介します。
10月の始め、「田んぼの調査に来たので通らせて下さい。今は何を作られているんですか?」「シャインマスカットを出荷しよるんで!」「ええ!?!」同じ城原に住んでいながら、全く知らなかった私です。「今年はブドウも高温障害が出ちゃって、なかなか大変なんやわ。」と、今年の栽培状況を話してくれました。

阿部さん夫婦は祖母、両親とともに4haの水稲と和牛を飼う専業農家でした。敏明さんは38歳の時から車椅子生活を余儀なくされています。入院、手術、リハビリで一年が過ぎた頃、美恵子さんと一緒に病院に泊まっていた幼いお子さんに言われた事が、その後の生活を大きく変えたそうです。「お父さん、僕はよう近所の人や親戚の人から、『お父さんによい似ちよるなあ。』と言われるんで。じゃけん僕もお父さんの歳になったら歩けなくなるん?」ハッとした敏明さん。「このままじゃいかん!子供の為にならん。よし、俺は明日家に帰るぞ。」と決意し、翌朝荷物をまとめ自宅に戻ったそうです。それから阿部さん夫婦は、再び農業に向き合うことになりました。

現在、6反程の畑に年間50種類程の野菜と果樹を栽培しています。ブドウの管理は、敏明さんの手が届くように低めに仕立てられ、袋かけ以外は全て敏明さん一人で行っているとの事です。「二人だけじゃ広い畑とハウスは到底出来なかった。全部、若い頃からの仲間が年中手伝ってくれたからやわあ。今でも誰か彼か来て助けてくれよるんで。本当に感謝しちよります。今があるのは、この仲間のおかげです。」 出会う人を大切に、二人で精一杯もてなし、特に子供連れの方たちが来た時は、「また来てても良いですか?」「どうぞ、いつでも!」と応えて見送る二人。敏明さんの話は、ユーモアに溢れ笑いが絶えません。夫に寄り添いサポートする美恵子さん。二人の確かな絆を感じます。そして栽培する作物はどれも上等です。

国道442号沿いの広い農園を是非一度訪れてみて下さい。二人の笑顔と爽やかな風が待っています。

(農業委員 後藤 恵美子)



農業者紹介

夢はワイナリー

久住町在住の桐谷さんご夫妻を紹介します。

お二人は滋賀県より5年前に移住してきました。祥平さん(35才)、湖衣さん(37才)はそれぞれ会社を退職され、自分の栽培したブドウでワイン作りを実現したいという夢への強い思いから、栽培計画立案のため、湖衣さんの父親の実家である直入町長湯を拠点とし、圃場の確保、苗の植え付けに着手



し、現在は久住町と直入町の2ヶ所で約1haのブドウを栽培しています。農場では、ワイン用のブドウを20品種(8割)とシャインマスカット(2割)を栽培し、収穫量は3tになります。収穫作業は一部ボランティアさんの手助けを得ながら行っています。選果・出荷作業は長湯の実家で行い、ワイン製造は福岡の業者に委託されているそうです。

現在3人の子供さんに恵まれ、子育ても頑張っているお二人ですが、将来の目標は栽培面積を2haに拡大し、ワイナリーを経営することだそうです。

過疎化の進む竹田市に、意欲あふれる明るい就農者を市民の皆様にご紹介できる機会に恵まれ、巡り合いに感謝しています。

ボランティアのみなさんと一緒に(前列右から2・3番目が桐谷さん夫妻) お二人の夢の実現を心より応援します。

(農業委員 工藤 明秀)



農業者年金で安心して豊かな老後を!

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～ **農業者年金の6つのメリット**

1 加入要件は3つだけ。

- ①年間60日以上農業に従事
- ②国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)
- ③20歳以上65歳未満の方
(ただし60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入者に限る)

2 少子高齢化に強いしくみ

農業者年金は、加入者が自らの保険料を積み立てる「積立方式」です。

積立方式は、保険料を支払っている世代の人数や、年金を受給している世代の人数の変化による影響を受けません。ですから、少子高齢化時代でも安定した制度です。

3 保険料の設定は自由

月々2万円から最大6万7千円まで、千円単位で自由に設定できます。

農業経営の状況に合わせて、保険料を増額することも減額することも可能です。

※35歳未満の方は要件を満たせば1万円から加入できます。

4 終身年金で80歳まで保証

終身年金で生涯受給が出来ます。

※仮に80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受給できるはずであった年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として支給されます。

5 税制面の優遇

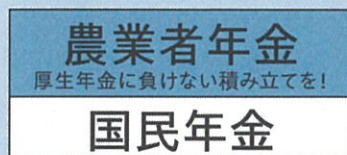
支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税等の節税になります。

6 保険料への国庫補助制度

政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

★通常の加入要件に加え、一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割のいずれかの補助が受けられます。

★国庫補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。



農業者年金の加入申し込みは、農業委員会またはお近くのJAに、お問い合わせください。

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



STOP! 農地の違反転用

農地を農地以外のものにする(農地転用する)場合、「許可」または「届出」が必要です。

① 農地転用許可が必要となるケース

- 農地に植林したり住宅等の建物を建てたり、資材置き場や駐車場として利用(農地転用)する場合
- 農地転用するために農地を譲渡する場合

② 農地転用許可の手続き

- 農業委員会に許可申請書を提出し、許可を受ける

③ 許可を取らずに転用した場合の罰則

- 3年以下の拘禁刑、または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金を科せられる場合があります

④ 罰則の対象者

- 許可を得ることなく農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者(違反転用者)
- 違反転用者から転用事業を請負った者や下請事業者

※詳しくは農林水産省
ホームページをご覧ください。



相続登記 はお済ですか？

令和6年4月から、相続登記(所有者の名義変更)が義務化されました。

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

相続登記義務化の内容

- ①不動産(土地、建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になりました。
- ②正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- ③遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。
- ④令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものは義務化の対象になります。

相続登記をせず亡くなられた方の名義のままだと…

- ①土地(農地)の売買や贈与ができません。
 - ・耕作しないから人に譲りたいと思ってでもできません。
- ②新たな相続が発生し、相続登記の手続きがますます難しくなります。
 - ・相続人がどんどん増えて話し合いがうまく進まなくなる。
 - ・書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
 - ・相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間がかかる。



あなたのため、お子さんやお孫さんのため、相続登記をしてください。
また、農地を相続登記された方は農業委員会への届出が必要です。
届出の様式は、農業委員会事務局、または竹田市ホームページにあります。

※相続登記の義務化について、詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



農業委員活動紹介

農業者年金加入推進

特別研修会に参加して

農業委員 上野 一男

「転ばぬ先の杖」
誰もが後悔したくないと思っ

ていると思っ
います。
若い時、今のうちに
年金の加入をと言わ
れると二の足を踏んで
しまう人が多いです。
また、逆に待ってま
したと加入される方
もおられます。この両
者には将来大きな差
が出ます。

最近の物価高、所得
が追いつけば問題ない
と思われませんが、先
のことを考えたいもの
です。

農業者年金の保険
料は全額が社会保険
料控除の対象となり、
税制的に優遇されて
います。農業者年金は

終身年金で80歳まで
の保証付きが魅力で
す。65歳過ぎてからも
元気なら問題ないの
ですが、働けない時が
あるかも知れません。
その時に年金が多い
程助かります。若いう
ちに所得を増やし、新
NISA等も考え、分
配金を受け取るとい
う方法も考えてはど
うでしょう。そうすれ
ば保険料負担は少な
くなるし将来の資産
増も見込めます。
ただ投資は自己責
任です。あらゆる角
度から将来のこ
とを考えて
みてはいかが
でしょうか。



編集後記

農業委員

島村 宏司

物価高騰が続いている
昨今、少子高齢化が進ん
でいる本市では、農業を取
り巻く環境も年々厳しく
なっています。

さて、今年は異常気象
の影響もあり、営農には
特にご苦労が多かったこ
とと拝察いたします。し
かし、そうした困難な状
況下でも、委員や推進委
員の皆様、関係機関のご
協力のもと、農業の維持・
発展に向けた活動を継続
できておりますことに、
心より感謝申し上げます。
農地を取り巻く情勢は
刻々と変化しております
が、農業委員会は引き続
き現場の声に耳を傾け、
より良い地域農業の実
現に向けて邁進してま
います。今後とも皆様
のご理解とご協力を賜
りますようお願い申し
上げます。